

## 承継承認申請、承継届について

事務名	主な手続の流れ
旅館業営業承継承認申請（相続）	<p style="text-align: center;">             営業者の死亡 → 相続人の選任 → 承継承認申請書提出※ → 承継承認書交付 → 営業の承継           </p> <p>※ 提出期限は、営業者の死亡後 60 日以内である。</p>
旅館業営業承継承認申請（合併又は分割）	<p style="text-align: center;">             合併又は分割の意思決定 → 保健所相談 → 承継承認申請書提出※ → 承継承認書交付 → 合併又は分割の登記 → 営業の承継           </p> <p>※ 申請書の提出は、合併又は分割の登記前に行うこと。</p>
開設者承継届（相続） （理容所，美容所，クリーニング所） 営業承継届（相続） （興行場，公衆浴場）	<p style="text-align: center;">             営業者の死亡 → 保健所相談 → 相続人の選任 → 営業の承継 → 承継届提出※           </p> <p>※ 提出期限は、「遅滞なく」である。</p>
開設者承継届（合併又は分割） （理容所，美容所，クリーニング所） 営業承継届（合併又は分割） （興行場，公衆浴場）	<p style="text-align: center;">             合併又は分割の意思決定 → 保健所相談 → 合併又は分割の登記 → 営業の承継 → 承継届提出※           </p> <p>※ 提出期限は、「遅滞なく」である。</p>